

「野田市公共下水道受益者負担金報奨金制度の見直しについて」は、次のとおり見直すこととしました。

- (1) 全額一括納付で、賦課した年度の第1期の納期限までに納入された場合のみ、第2期分から第20期分までの19回分の合計金額の10%を報奨金として交付する。
 - ・5年一括の前納報奨金を現行の約27%から10%に引き下げる。
 - ・1年一括の前納報奨金を廃止する。
- (2) 賦課した年度の第1期の納期限を過ぎると報奨金は交付しない。
- (3) 徴収猶予の土地については、猶予解除後は報奨金は交付しない。
- (4) 経過措置
 - ① 令和3年度までに徴収猶予を認定された土地については、従前の制度を適用する。
 - ② 令和3年度までに1年一括の前納報奨金制度の申請をした方は、従前の制度を適用する。
- (5) 施行日
令和4年4月1日から実施する。
なお、令和7年度に新たな方針(廃止等)を検討し見直しを行うものとする。